

(3) フィンランドの障害者福祉と就労支援

高橋 涼子

フィンランドはスウェーデンやデンマークなどと同様、いわゆる北欧福祉国家の一員として知られるが、近年、注目される教育分野に比べ福祉分野に関する情報はあまり多くない。

下の表は障害のある人の数と割合に関する EU の資料で、これによるとヨーロッパ各国の障害のある人の人口割合は一桁から 20%と幅があるが、フィンランドは約 15%である。また就労上の障害のある人は約 22%である。

<表 ヨーロッパ各国における障害のある人々の人口>

	People who have a basic activity difficulty, 2011		People who have an employment disability, 2011		People with a disability, 2012	
	Number (thousands)	Prevalence (%)	Number (thousands)	Prevalence (%)	Number (thousands)	Prevalence (%)
EU-28 (*)	44 459	14.0	34 778	11.0	42 228	12.8
Belgium	965	13.9	919	13.2	1 115	15.2
Bulgaria	497	10.2	389	8.0	681	13.5
Czech Republic	604	8.3	698	9.7	549	7.6
Denmark	547	15.1	610	16.9	655	18.2
Germany	6 877	14.9	4 718	10.2	9 091	16.9
Estonia	167	18.5	129	14.3	126	13.9
Ireland	160	5.3	217	7.1	:	:
Greece	459	7.1	436	6.7	657	9.1
Spain	2 343	8.1	2 693	9.3	3 530	11.3
France	8 348	21.1	4 190	10.6	4 432	11.1
Croatia	418	15.3	311	11.4	:	:
Italy	3 164	8.6	2 545	6.9	2 356	6.1
Cyprus	54	9.5	60	10.5	59	10.2
Latvia	248	17.9	160	11.6	197	14.6
Lithuania	268	13.1	243	11.9	307	15.4
Luxembourg	73	21.2	48	14.0	50	14.0
Hungary	883	13.2	757	11.3	1 142	17.0
Malta	21	7.2	30	10.3	23	8.0
Netherlands	1 497	13.6	1 443	13.1	1 832	16.2
Austria	1 328	23.5	878	15.5	653	11.5
Poland	3 665	14.2	2 950	11.4	3 199	11.7
Portugal	1 224	17.2	1 310	18.5	597	8.7
Romania	1 598	10.9	1 693	11.6	1 516	10.3
Slovenia	265	18.6	316	22.2	172	12.2
Slovakia	399	10.3	448	11.6	557	14.3
Finland	761	22.3	620	18.2	511	14.6
Sweden	983	16.1	865	14.1	793	13.0
United Kingdom	6 644	16.7	5 102	12.8	7 430	17.8
Iceland	38	19.2	49	24.8	32	14.7
Norway	:	:	:	:	661	20.1
Switzerland	924	17.4	838	15.8	:	:
Turkey	8 481	17.6	8 155	16.9	:	:

(*) People with a disability: EU-27.

Source: Eurostat (online data codes: hlth_dp010, hlth_dp060 and hlth_dpeh005)

出典 : EU Statistics 2015, Disability statistics -prevalence and demographics. Table 1: Prevalence of basic activity difficulties or disability, persons aged 15–64, 2011 and 2012. Source: Eurostat (hlthdp010), (hlthdp060) and (hlthdpeh005) ¹より引用

これに対して日本における障害のある人は、「身体障害者（身体障害児を含む）436万人、知的障害者（知的障害児を含む）108万2千人、精神障害者419万3千人、国民のおよそ

¹ <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/pdfscache/34409.pdf> 2020/02/10 確認

7.6%が何らかの障害を有している」と推計されている²。

障害のある人の数や割合に関しては、どのように認定して統計データにカウントするか各国で違いがあり、その背景にはそれぞれの障害者福祉の制度・政策と理念の形成プロセスがある。本稿ではフィンランドの障害者福祉と就労支援の歴史と概要を紹介しその理念や特色を示して、今後の比較研究の礎としたい。

1. フィンランドの障害者福祉の概略

第二次世界大戦時、フィンランドは国境を接するソ連に対抗するためにドイツと協力関係を築きソ連に宣戦布告して戦ったため、日本・ドイツ・イタリアの枢軸国側と見なされ、独立は保ったものの国土の荒廃と多数の犠牲者、厳しい休戦条約と賠償を負って戦後の復興を始めなければならなかった（石野 2017）。1950年代にソ連への賠償を完済して国際社会に復帰した後、1960～70年代には経済成長が進んで、スウェーデンやデンマークに比べ遅いスタートであったが福祉国家建設が本格化し（仲村・一番ヶ瀬 1998）、公的責任により所得に関係なく必要な福祉サービスを地方自治体から受けられ、家族をインフォーマルなケアに束縛しない北欧型福祉国家の特徴を備えるに至った（山田 2009）。

現在に至る障害者政策の基礎は経済成長を背景として 1970年代以降に築かれた。1970年代半ばまでは、障害を個人が克服すべき問題と捉え治療や訓練を行う対象とする医学モデルによる対象者別の制度整備が進んだが、1970年代はノーマライゼーションの思想と障害のある当事者の自立生活運動が広がった時期でもあった。施設収容型の障害者福祉から脱施設化へと政策の方向が転換し、障害者政策の決定過程に当事者が参画する仕組みとして 1986年には（VANE）³ 全国障害者協議会が政府内に設立された。1990年代には国連の「障害者の機会均等化に関する標準規則」に呼応して、障害のある人を独立した権利主体として捉え社会が障壁を取り除く責任をもつという社会モデルを反映した報告書「Towards a Society for All」が VANE によって 1995年に作成された⁴。一方、1990年代の経済停滞期には、障害者福祉サービスの切り下げを防ぐために、障害のある当事者の社会運動の連携も進んだ（TAKAHASHI 2017）。

² 内閣府『令和元年度 障害者白書』

https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/siryo_02.html 2020/02/10 確認

³ VANE は 1986年に The National Council on Disability（全国障害者協議会）として政府決定で設置され社会保健省に属していた。当時の組織は以下の通りである（TAKAHASHI 2017）。

- ・構成：障害当事者団体や家族団体の代表と中央官庁の各代表者が半々
- ・目的：障害者の生活状況の改善と人権の実現
- ・役割：障害者政策プログラムの基礎を作成し法制度を整備して、障害のある人の視点からの地域計画づくりを行う。また EU の障害者政策過程にも参加するとともに地方自治体への情報提供を行う etc. 2016年から、障害者権利条約第 33条に基づく国内での条約内容の実施と監視を行う Advisory Board for the Rights of Persons with Disabilities となった。構成と役割は以下の通りである。
(<https://vane.to/en/vane> 2020/02/10 確認)

- ・構成：障害当事者団体や家族の代表、中央官庁の代表、労働市場団体、地方自治体の代表など。
- ・役割：国の政策のすべての面での障害者の権利促進、行動計画の策定とモニタリング

⁴ Ministry of Social Affairs and Health（2006）Government Report on Disability Policy.

障害者福祉サービスの提供を規定する基本的な法律は、①社会福祉法 (Sosiaalihuoltolaki 1301/2014、1982年に成立(1982/710)し2014年に全面改正)、②障害者サービス法 (Laki vammaisuuden perusteella järjestettävistä palveluista ja tukitoimista 380/1987、1987年制定)、③知的障害者特別ケア法 (③Laki kehitysvammaisten erityishuollosta 519/1977、1977年制定)である⁵。②は障害のある人が一定の基本的なサービスを受ける権利があることを明文化した当時の北欧で初の画期的な法律とされ、これによりパーソナル・アシスタンス制度を公的に利用できるようになったものの、対応は自治体にまかされていた⁶、2008年改正により2009年から自治体にパーソナル・アシスタンス制度の整備が義務付けられ、重度障害者も対象となり、また知的障害者に対しても②が優先されることになってPAの利用が可能になった⁷。

2006年に国連で障害者権利条約が採択されると、その批准を目指して国内の障害者法制を改正する動きが活発になった。VANEは障害のある人々へのヒアリングに基づいて障害者政策プログラム「A Strong Basis for Inclusion and Equality: Finland's Disability Policy Programme」(VAMPO 2010-2015)⁸を作成し、貧困の解決、社会経済的地位の向上、サービスや支援へのアクセスと品質改善、バリアフリーの強化などを掲げ、障害のある人のニーズや生活実態のデータの収集・蓄積を進めた。条約批准に向けて改正されたおもな国内法は、障害福祉サービスを受けるための地方自治体への住民登録に関する法律、社会福祉法(上記①)、知的障害者特別ケア法(上記③)などである。2016年5月に障害者権利条約を選択議定書も含めて批准すると、VANEが中心となって、障害のある人々が現在の生活で感じている権利保障の状況について情報収集するため障害者団体や障がい者へのヒアリングとメールによる調査)を行い、結果をふまえて基本計画「Right to social inclusion and equality: The National Action Plan on the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities 2018-2019」を策定した。その中では、行政の各分野で条約の実行を促進するために82の基準が設定されて各々に責任部局が示され、障がいのある人の権利の実現

⁵ 社会保健省 Ministry of Social Affairs and Health の障害福祉サービス HP: <https://stm.fi/vammaispalvelut-tukitoimet> による。それぞれの法律名の日本語訳は、フィンランド法務省データベース <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/> 上の英訳名を参照。それぞれ英訳名は① Social Welfare Act②Disability Services and Support Act) ③Act on the Special Care of People with Developmental Disabilities である。(2020/02/11 確認)

⁶ パーソナル・アシスタント (PA) 制度とは基本的に、障害のある人が自分で介助者を選んで雇用(契約)し、自分専属に介助を受け、その介助にかかる費用は公的費用で負担する仕組み。これによって障害のある人が家族に大きな負担をかけることなく、自立生活と社会参加を可能にする。PAの利用は、学業、勤務、屋内外での日常生活、また上限はあるが趣味や社会参加の時間も対象となる。(梶晴美・高波千代子(2012))

⁷ 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課(2013)「北欧における常時介護を要する障がい者に対する公的支援について」<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu-Kikakuka/sankou.pdf> (2020/03/15 確認)

⁸ Ministry of Social Affairs and Health, Finland's Disability Policy Programme VAMPO 2010-2015. VAMPOは本文書タイトルのフィンランド語「SUOMEN VAMMAISPOLIITTINEN OHJELMA VUOSIKSI 2010-2015」にあるVAMMAISPOLIITTINEN(障害者政策)の略称。

の前提として社会的包摂 (social inclusion) とアクセシビリティを重視し行政や社会における認識を高めていくことが示された⁹。

2. 就労に不利な立場の人々への就労支援¹⁰

障害のある人も含め広く就労に関して不利な立場の人々への雇用支援、リハビリテーション、職業訓練に関する管轄は経済雇用省、社会保健省、教育省である。国は就労支援にかかわる国家戦略計画と指針を示し雇用事務所の全国ネットワークを構築するほかは、個人に直接的にはサービスを提供しない。サービス提供のための資金の一部は国から地方自治体に配分され、地方自治体が個別サービスの責任を負い地域のニーズに応じて提供する。もともと 1990 年代の経済停滞期に約 20%の高失業率を記録し、特に就労に不利な人々のためのシステムの必要性が認識されるとともに、障害のある人等を労働力として雇用し社会保障費を削減する方策が模索されたという背景がある。障害のある人々の中にも自分には就労する力があると考え人々がいるという調査結果があり、こうした経験と高齢化の進行による労働力不足を背景に、障害のある人々や長期傷病者等を一般労働市場につないでいくために以下のような社会的雇用のプログラムがつけられた。

① 障害のある人々と長期傷病者の特別雇用

従来の保護雇用制度から 1990 年代に多くの改革を経て発展したもので、福祉的雇用の場や職業訓練の場を提供する。プログラムとしては、生産的ワークショップ¹¹ (有給雇用)、多目的サービス雇用センター、知的障害のある人々のための労働活動ユニット¹²、精神障害のあるリハビリ中の人々のための労働活動ユニットやクラブハウス等があり、2011 年当時のデータで約 290 ユニットの約 16,000 人が利用したとのことである。おもな財源は福祉や保健医療サービスに係る地方自治体補助金である。

② オリエンテーションのためのワークショップ

1980 年代～90 年代に設立され長期失業中の若年者対象のワークショップとして開始されたもので、2011 年当時のデータで約 250 ユニットの年間 10,000～12,000 人が利用したとされる。おもな財源は教育サービスおよび地方自治体補助金である。

③ 長期失業者を対象とした労働活動

⁹ Ministry of Social Affairs and Health (2018) Right to social inclusion and equality: The National Action Plan on the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities 2018-2019
<http://julkaisut.valtioneuvosto.fi/handle/10024/160834> 2012/02/10 確認

¹⁰ この節の基本情報は国際交流基金が 2011 年 1 月に行った国際シンポジウムにおけるマリヤッタ・パラシカ氏 (フィンランド VATES 財団 最高経営責任者) の報告「フィンランドにおけるソーシャル・ファーム—障害者雇用における役割—」に基づき、適宜、他の文献、資料で補足している。国際交流基金『国際シンポジウム ソーシャル・ファームを中心とした日本と欧州の連携 (2011 年 1 月 30 日) 報告書』より http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/110130_seminar/report_4.html 2020/02/12 確認

¹¹ 生産的ワークショップはいわゆる授産施設で、一般労働市場での就労の準備がまだ整っていない障害のある人々に有給の仕事を提供するものだが 2000 年代に減少し、かわりにリハビリテーション、職業訓練施設が増加したとされる。運営は地方自治体によるものと財団や協会のような民間機関によるものがあり、資金調達のしくみは事業収入と公的資金がおおよそ 2 対 1 であった。

¹² この労働活動ユニットも一般雇用に結び付けるためのものである。

1990年代に構造的失業者の支援を目的として開始され、2011年当時のデータで188の会員組織が参加し、その一部が労働活動を展開して年間4,000～5,000人を対象とした雇用活動を行ったとされる。おもな財源は雇用サービスとその他の補助金であった。

こうしたプログラムはそれぞれ福祉、教育、雇用という分野ごとに分立している感があり、障害のある人々や長期傷病者に有給で持続可能な雇用を提供する制度は少ない。そこで役割を期待されるのが、次節で述べる社会的企業である。

3. フィンランドの社会的企業 (Sosiaalinen yritys) ¹³

英語では social enterprise もしくは social firm と呼ばれ¹⁴、1990年代の経済変動以降の構造的失業への対応の1つとして認識されるようになり、有給雇用の担い手として位置づけられるようになったもので¹⁵、2003年に社会的企業法 (Laki sosiaalisista yrityksistä 1351/2003) が制定されて制度が整えられた¹⁶。

社会的企業の目的と対象は、長期失業者と障害のある人や長期の疾患のために就労が困難な人に雇用機会を提供することで、長期失業者とは、連続12か月間あるいは数回の失業期間を合計して12か月以上になる失業中の求職者、もしくは500日以上失業中で失業手当を受給している人である。障害のある人や長期の疾患のある人は医師による診断書が必要となる。社会的企業の要件は①従業員の30%以上が障害のある人または長期の疾患のある失業者、あるいは、障害のある人と長期失業者で、②全従業員は集団労働協約に従い、健常者の従業員に支払われるべき賃金を支払われること、③所定労働時間はその職種における最長労働時間の75%以上(障害のある人の場合は50%以上)である。社会的企業は民間企業、財団法人、第三セクターなど様々な主体が設立可能である。

¹³ この節の基本情報は公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が2015年8月に行った「フィンランドソーシャルファーム実態調査報告会」で示されたフィンランド経済雇用省雇用起業部門による資料「フィンランドのソーシャルファーム概要」に基づき、適宜、他の文献、資料で補足している。
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20151021/fi_sf13.html 2020/02/12 確認

¹⁴ social enterprise と social firm について、例えば公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会のサイト「障害保健福祉研究情報システム」では次のように説明している；
「日本では、障害者の働く場として、福祉制度に基づく「通所・入所授産施設、小規模作業所」と「企業」の2種類があるが、ヨーロッパでは第3の分野として、ソーシャル・エンタープライズ(社会企業)がある。ソーシャル・エンタープライズは社会的な目的をビジネス手法で行うものである。通常の賃金、労働条件で生産活動を行い、製品・サービスを市場で販売し、利益を事業に再投資する形で、社会的目的を実現させる。ソーシャル・ファームはソーシャル・エンタープライズの一つであり、障害者あるいは労働市場で不利な立場にある人々のために仕事を生み出し、また支援付き雇用の機会を提供することに焦点をおいたビジネスで、イタリアでは「ソーシャル・コーポラティブ(社会的協同組合)」といい1970年頃に北イタリアの精神病院で、入院治療が必要でなくなった者が地域に住み仕事に就こうとしたが、偏見差別意識から雇用する企業が現れなかったため、病院職員と患者が一緒になって仕事をする企業を自ら作っていったのがはじまりである。この手法は1980年代にドイツ、オランダ、フィンランド、イギリスなど、ヨーロッパ各地に広がった。」
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/glossary/Social_Firm.html 2020/02/12 確認

¹⁵ 注10に示したマリヤッタ・バランカ報告(2011)による

¹⁶ 経済雇用省 HP: <https://tem.fi/en/social-enterprises> 参照、法律名の日本語はフィンランド法務省データベース <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2003/20031351> 上の英訳 Act on Social Enterprises より。(2020/02/11 確認)

これらの対象と要件を満たし経済雇用省が管轄する商業登記簿に登録した企業のみが事業運営とマーケティングにおいて「社会的企業」という名称と企業 ID を使用できる。要件を満たせなかったり不正があったりした場合は登録の削除となる。例えば条件を満たす属性の従業員割合が 30%未満に減少しかつ事業者が条件を満たす属性の従業員を 6 か月以内に雇用せず再び基準を満たせなかった場合などがある。また収入の最低 51%は売上から得る必要があり¹⁷、通常のビジネスとして幅広い業種・事業分野¹⁸で活動して製品やサービスを生産し利益を目指す。

社会的企業が利用できる補助金として下記があり、一般企業にはなかったり一般企業より優遇されているものもある。

① 職場環境改善補助金

一般企業、社会的企業に共通して障害のある人に合わせた設備や環境整備に対して支払われ、特に重度の障害の場合には増額される。

② 雇用政策補助金（事業開発補助金）

一般企業にはなく、労働市場において不利な立場にある人の雇用を特に目的とした事業の場合、雇用当局は、社会的企業の立ち上げ（設立）とその活動の恒久化（強化）のための雇用政策補助金を支給できる。支援額は対象となる総活動費の 75%を上限とし、事業活動の開始と確立にかかると推定される期間中、支給可能であるが、運営補助には使用できない。

④ 賃金補助金

公的雇用サービス法¹⁹（Laki julkisesta työvoima- ja yrityspalvelusta 916/2012）に基づくもので、失業中の求職者の職業スキルを向上させ一般労働市場での就労を促進するため雇用者に支給され、雇用契約に基づく仕事だけでなく見習い期間の訓練も対象となる。一般企業と共通の制度で、障害のある人や長期失者に対する賃金補助金は原則、賃金コストの 50%、また補助金支給期間は通常は最長 24 か月だが、障害のある人または長期の疾患のある人には最長 36 カ月間で、さらに個々の再雇用のニーズに応じて連続更新が可能であることから、実質的には恒久的な補助金の性質をもつ。

障害のある人や長期失業者に雇用の場を提供し、社会的企業自身が教育・研修、職業訓練を行う場となったり、市民の参加・支援、ボランティアの関わり、地域とのつながりが形成されたりして、社会的包摂に向けた役割を担う社会的企業であるが、①一般企業として受けられる補助金を受けつつ行政の管理をきらって要件を満たしても社会的企業の登録をしない企業も多い、②自治体の関与が強く支援は手厚いが、景気が下向き財政が悪化すると、補

¹⁷ 注 10 に示したマリヤッタ・バランカ報告（2011）による

¹⁸ 業種例：レストランやカフェ、店、カフェ、遺失物取扱事務所、馬のブリダー、不動産業、ジム、リサイクルセンター、不動産管理、ホームヘルパーサービス、清掃サービス、介護サービス、送迎、機械工場、観光、洗濯サービス、木工・大工、設備サービス、タイヤサービス、石材研磨、セラミック製造、情報技術など。

¹⁹ 法律名の日本語訳はフィンランド法務省データベース

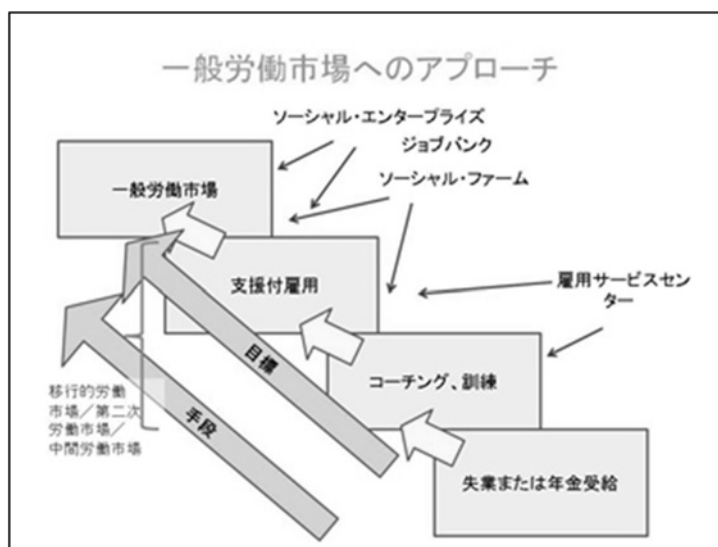
<https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2012/20120916> 上の英訳 Act on public employment and business service による。（2020/02/11 確認）

助金が減額やカットされる、③対象者に関する要件を満たしていない企業もある、といった種々の課題や改革のための経営モデルの必要性が指摘されている²⁰。

4. おわりに

以上のような種々のプログラムによって構成される、障害のある人など就労に不利な立場の人々に対するフィンランドの支援政策は、一般労働市場への段階的な就労促進プロセスとして下の図のように表される。

<図 フィンランドの就労支援政策>



出典：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会シンポジウム「フィンランドソーシャルファーム実態調査報告会」（2015）関連資料「フィンランドにおける社会的雇用」（バテス財団ユッカ・リンドバグ氏の発表資料）²¹より引用

社会的企業が関わる部分は社会的雇用である支援付雇用と一般労働市場となっており、補助金を利用しつつ収益をあげ給料を支払える経営モデルが期待されている。

実際には必ずしも一般労働を目指すのではなく、それぞれの障害に応じて訓練プログラムや支援付き雇用を利用しながら生活する障害のある人は多い。筆者は2019年8月に、フィンランドの障害者支援団体へのインタビューや障害のある人の就労支援プログラムの見学を行う機会を得たが、それぞれのニーズに応じて継続的に関われる仕事の場を社会参加の手段として位置づけていることがうかがえた。一方、そうしたニーズに応える就労の場はまだ不足している現状も繰り返し指摘された。また、スウェーデンをモデルに、障害のある人々だけでなく刑務所からの出所者や移民といった様々な不利な条件をもつ人々に向

²⁰ 岸谷茂「フィンランドに学ぶソーシャルファームの今後の方向」（注13に示したシンポジウム2015内報告の1）による。

²¹ http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20151021/fi_sf12.html 2020/02/15 確認

けた「就労能力 *työkyky* (*work ability*)」プログラムをつくる動きもあるとのことであった。この原点は、どんな人にもその人自身の能力があり時間のかかり方が違うだけであるという視点であるといい、福祉的観点からの個別支援の強化が期待されるが概要はまた不明である²²。

フィンランドでは高齢化と労働年齢人口の減少、財政の悪化、地方自治体ごとのサービス格差などを背景に、保健医療・福祉サービスを担う地方自治体を広域の自治エリアに再編し民間サービス利用にも柔軟に対応するとされる「SOTE改革」が2015年から計画されてきた²³（田中 2016、横山 2016）。何度も延期・修正されつつも歴代内閣に引き継がれて進行中であり、障害者福祉サービスや就労支援政策にも大きな影響が予想される。引き続き注視していきたい。

【文献・資料】

- ・石野裕子（2017）『物語 フィンランドの歴史』中央公論新社
- ・公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（2015）『報告書 フィンランドソーシャルファーム実態調査報告会』
- ・梶晴美・高波千代子（2012）「フィンランドの新パーソナル・アシスタンス制度の現状と課題」『北方圏学術情報センター年報』Vol.4, pp5-14
- ・国際交流基金（2011）『国際シンポジウム ソーシャル・ファームを中心とした日本と欧州の連携（2011年1月30日）報告書』
- ・Ministry of Social Affairs and Health Finland（2006）
Government Report on Disability Policy 2006
- ・—————（2012）*Finland's Disability Policy Programme VAMPO 2010-2015*
- ・—————（2018）*Right to social inclusion and equality: The National Action Plan on the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities 2018-2019*
- ・仲村優一・一番ヶ瀬康子編（1998）『世界の社会福祉Ⅰ スウェーデン・フィンランド』旬報社
- ・TAKAHASHI, Ryoko（2017）Comparative Study on Successful Advocacy Work to Develop the Participation of Disabled People. *Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University*, 8・9,30-43
- ・田中里美（2016）「フィンランドにおける近接民主主義」『北ヨーロッパ研究 2015 年度第12巻』pp37-45
- ・山田真知子（2009）「フィンランドの障がい者福祉」『北方圏学術情報センター年報』vol1, pp85-91
- ・横山純一（2016）「フィンランドにおける2016年度国庫支出金の動向とSOTE改革」『開発論集』97 pp69-90

²² 科研 16H03710 「条件不利性を抱える人々に向けた「中間的労働市場」創出の可能性に関する国際比較」（代表：武田公子）の一環として2020年8月13・14日にフィンランド知的障害者協会、VATES財団、ヘルシンキ近郊のバンター市の就労支援プログラム等でインタビュー調査を行った。

²³ フィンランド政府 HP: <https://soteuudistus.fi/etusivu> 2020/02/15 確認